

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年1月4日

|                          |   |
|--------------------------|---|
| 1. 執行機関の別                | 1: 都道府県知事・市区町村長等  |
|                          | <input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等  |
| 2. 都道府県名                 | 岩手県   |
| 3. 市区町村名                 | 釜石市   |
| 4. 届出番号                  | 4   |
| 5. 独自利用事務の事例番号           | 9-1   |
| 6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス | <a href="http://www.city.kamaishi.iwate.jp/kurasu/mynumber/detail/1208792_3218.html">http://www.city.kamaishi.iwate.jp/kurasu/mynumber/detail/1208792_3218.html</a> |

執行機関名 釜石市長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

|                                | (1)法定事務  | (2)独自利用事務   |
|--------------------------------|--|---|
| ①事務の名称                         | 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの   | 釜石市子ども・妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例(昭和48年釜石市条例第31号)による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの(子ども)  |
| ②番号法別表第1の項                     | 7  |   |
| ③番号法別表第2の項                     | 9  |   |
| ④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分 |  | 釜石市個人番号の利用等に関する条例(平成27年釜石市条例第43号)別表第1第1項、釜石市子ども・妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの                            |
| ⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所           | 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第1条   | 釜石市子ども・妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例第1条   |
| ⑥事務の趣旨又は目的                     | 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健全な成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。 | この条例は、子ども、妊産婦及び重度心身障害者に対して医療費の一部を給付し、適正な医療を確保することにより、これらの者の心身の健康を保持するとともに、生活の安定を図り、もって子ども、妊産婦及び重度心身障害者の福祉の増進に資することを目的とする。 |
| ⑦独自利用事務の関連規範                   |  | 釜石市子ども・妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例、釜石市子ども・妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例施行規則   |